

健康増進法の一部改正に伴う受動喫煙対策

2019年5月20日時点

山梨県福祉保健部健康増進課

目次

- 1 法改正の概要・体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 法の適用について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
- 3 第一種施設に係る受動喫煙対策について・・・・・・ P3
- 4 法による義務違反時の対応の整理と施行期日・・・・ P5
- 5 従業員に対する受動喫煙対策・・・・・・・・・・・・ P6
- 6 巻末資料(標識参考例)・・・・・・・・・・・・・・ P7

法改正に伴う受動喫煙対策に関する情報は県のホームページにより随時発信します。

最新の情報は健康増進課ホームページをご確認ください。

([山梨県トップ](#)→医療・健康・福祉→健康・保健→健康情報→たばこ対策メニュー→受動喫煙対策)

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数（**2名以上**）の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

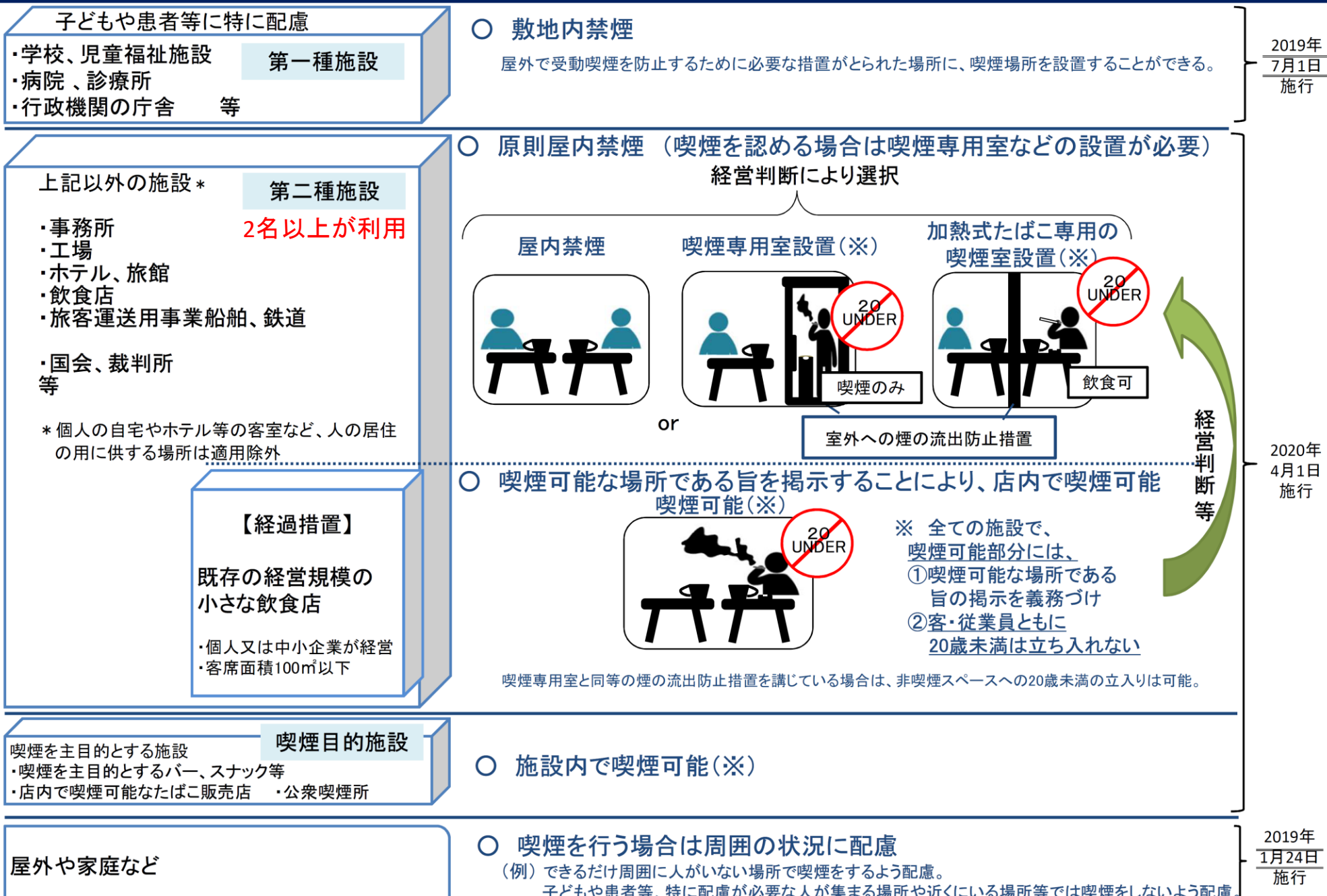
子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正健康増進法の体系



1 複数の種類の施設が併存する場合

- 第一種施設の敷地内に第二種施設がある場合（病院の中にカフェがある等）については、第一種施設としての規制を適用する。ただし、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や、各施設が明確に区分されている場合は、第一種施設と第二種施設それぞれの規制を適用する。
- 様々な用途の施設の入居が前提とされている **複合施設は第二種施設**に分類される。
- 複合施設内に第一種施設が存在する場合は、第一種施設の場所に限り、第一種施設としての規制を適用する。

2 適用除外

- 屋内禁煙等の措置の適用除外となるプライベートな居住空間は、以下のとおり。
 - ・ 旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）の場所
 - ・ 宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所
- ※ 「人の居住の用に供する場所」（家庭等）及び「旅館業の施設の客室の場所」も法律において適用除外の場所としている。
適用除外に該当する場所については、プライベートな場所として、私的な利用であること及び生活の場所であることを満たすものとしており、主な整理は以下の表のとおり。

施設		規制の適用
寄宿舍・ 入所施設（※）	個室	適用除外
	多床室、共用部	原則禁煙（喫煙専用室設置可）
病院、診療所、 介護老人保健施設、介護医療院	個室	禁煙
	多床室、共用部	禁煙
ホテル・旅館の客室		適用除外
簡易宿所、下宿	客室（個室）	適用除外
	客室（相部屋）、共用部	原則禁煙（喫煙専用室設置可）

（※）特養、有料老人ホーム、グループホーム、サ高住、障害者支援施設、小規模多機能型介護事業所、救護施設、厚生施設、宿所提供施設 等

病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院の個室は治療を目的として利用する観点から、「人の居住の用に供する場所」に該当しない。

適用除外の場所であっても、喫煙者は望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮する義務がある（健康増進法第25条の3第1項）
→2019年1月24日から施行。

第一種施設の受動喫煙対策について

1 第一種施設における義務

原則敷地内禁煙。ただし、特定屋外喫煙場所と喫煙関連研究場所に限り喫煙が可能となる。

○特定屋外喫煙場所

第一種施設の屋外の場所のうち、管理権原者によって区画され、一定の要件を満たす場合に喫煙可能となる場所

○「屋内」と「屋外」について

以下の場所は「**屋内**」に該当し、喫煙場所を設置することはできない。

外気の流入が妨げられる場所として、屋根があり、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部

2 第一種施設の対象

2-1 受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者である**①20歳未満の者、②患者、③妊婦が主たる利用者である施設**。主な施設は以下のとおり。

- ・教育施設、養成施設等
- ・病院、診療所及び助産所、薬局
- ・介護老人保健施設及び介護医療院、難病相談支援センター
- ・施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、柔道整復師がその業務を行う場所)
- ・児童福祉施設、母子保健包括支援センター、認定こども園、少年院及び少年鑑別所

2-2 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

- ・行政機関がその事務を処理するために使用する施設
- ・政策や制度の立案業務を行っている施設

(例) 中央官庁や都道府県・市町村の庁舎、国及び地方公共団体に設置が義務づけられている施設、国及び地方公共団体のみが設置することができる施設

3 特定屋外喫煙場所における必要な措置など

3-1 必要な措置 (健康増進法施行規則に規定)

- ・喫煙場所と非喫煙場所が**明確に区画**されていること(パーティション等による)
- ・喫煙をすることができる旨を記載した**標識を設置**すること
- ・建物の裏や屋上など、**喫煙目的以外に通常立ち入ることがない場所**に設置すること

3-2 その他配慮すべき事項 (厚生労働省健康局長通知に記載)

- ・近隣の建物に隣接することがないようにすること

改正健康増進法における義務違反者への対応の整理について

義務対象	義務の内容	指導・助言	勧告・公表・命令	過料(※2)
全ての者	喫煙禁止場所における喫煙禁止	△(※1)	○(命令に限る)	○(30万円以下)
	紛らわしい標識の掲示禁止 ・標識の汚損等の禁止	○	—	○(50万円以下)
施設等の管理権原者 <small>*を付した項目は、管理権原者に加え、施設の管理者にも義務が発生する。</small>	喫煙器具・設備等の撤去等*	○	○	○(50万円以下)
	喫煙室の基準適合	○	○	○(50万円以下)
	施設要件の適合 (喫煙目的施設に限る)	○	○	○(50万円以下)
	施設標識の掲示	○	—	○(50万円以下)
	施設標識の除去	○	—	○(30万円以下)
	書類の保存(喫煙目的施設・既存特定飲食提供施設に限る)	○	—	○(20万円以下)
	立入検査への対応*	—	—	○(20万円以下)
	20歳未満の者の喫煙室への立入禁止*	○	—	—
	広告・宣伝(喫煙専用室以外の喫煙室設置施設等に限る)*	○	—	—

(※1) 法律上指導・助言について明記していないが、喫煙を発見した場合、命令をする前に違反者に対して、指導により対応していく。その上で、繰り返し指導してもなお喫煙を続ける等の改善が見られない場合に、命令をする。

(※2) 本法案における「過料」とは、秩序罰としての「過料」であり、法律秩序を維持するために、法令違反者に制裁として科せられるものである。また、「過料」の金額については、都道府県知事等の通知に基づき、地方裁判所の裁判手続きにより決定される。

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①(国及び地方公共団体の責務等)の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関)の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年		2020年	
7月25日	1月24日	7月1日	9月(ラグビーW杯)	4月
				7月(東京オリパラ)
法律公布	一部施行①(国及び地方公共団体の責務等) (公布後6ヶ月以内で政令で定める日)			
	一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) (公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日)			
	全面施行(上記以外の施設等) 2020年4月1日			

従業員に対する受動喫煙対策について

○ 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

⇒職業安定法施行規則において規定（2020年4月1日施行）

（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

労働条件等明示の例①（受動喫煙防止措置に関する事項）

○ 就業場所の類型に応じて、下記の職業安定法上の労働条件明示例を参考にして、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項の明示を行うこととする。

※ 募集・求人申込みの段階で複数の場所が就業場所として特定されているときは、それぞれ明示を行う。

就業場所	健康増進法上の規定			職業安定法上の労働条件明示例(注1)
	類型	受動喫煙防止措置	標識掲示	
官庁 学校 病院等	第一種施設	敷地内禁煙	なし	敷地内禁煙
		屋外喫煙場所設置	なし	敷地内禁煙 (喫煙場所あり)
事業所 ホテル・旅館 飲食店等	第二種施設(注2)	屋内禁煙	なし	屋内禁煙
		喫煙専用室設置	なし	屋内原則禁煙 (喫煙室あり)
		適用除外 (宿泊室内等)	なし	屋内原則禁煙 (喫煙可の宿泊室あり) ※宿泊室も禁煙としているときは、括弧内は不記載
バー スナック たばこ販売店等	喫煙目的施設	特になし (喫煙可)	施設の主要な出入口に 標識を掲示	屋内喫煙可
		喫煙目的室設置	なし	屋内喫煙可 (喫煙室内に限る)

(注1) 記載は例であり、事実に基づいて他の情報を記載することは可能。

(注2) 既存特定飲食提供施設については、喫煙目的施設と同様の対応が想定される。

(注3) 派遣の場合は派遣先の状況を明示することとする。



喫煙場所

Smoking area

「喫煙」には、加熱式たばこを吸うことが含まれます。